

○文部科学省告示第四十七号

学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等（平成六年文部省告示第百十七号）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月十三日

文部科学大臣 松本 洋平

学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の一部を改正する告示

学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等（平成六年文部省告示第百十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第一条 私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号。以下「規則」という。）第三条第一項第十一号の書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 三 「略」</p> <p>四 同条第二項各号に掲げる書類のうち、特に認可申請書及び寄附行為に添付する必要があると認められる書類（申請の時点で最新のものに限る。）</p> <p>第四条 規則第四十四条第二項第三号（同条第四項において準用する場合を含む。）の書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 現行の寄附行為</p> <p>二 同条第三項各号に掲げる書類のうち、特に認可申請書並びに寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類に添付する必要があると認められる書類（申請の時点で最新のものに限る。）</p> <p>第十条 規則第五十七条第二項第二号の書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 現行の寄附行為</p> <p>二 同条第三項各号に掲げる書類のうち、特に認可申請書並びに寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類に添付する必要があると認められる書類（申請の時点で最新のものに限る。）</p> <p>第十三条 第一条各号及び第二条各号に掲げる文部科学大臣に</p>	<p>第一条 私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号。以下「規則」という。）第三条第一項第十一号の書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 三 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>第四条 規則第四十四条第二項第三号（同条第四項において準用する場合を含む。）の書類は、<u>現行の寄附行為とする。</u></p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>第十条 規則第五十七条第二項第二号の書類は、<u>現行の寄附行為とする。</u></p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>第十三条 第一条各号及び第二条各号に掲げる文部科学大臣に</p>
<p>第十三条 第一条各号及び第二条各号に掲げる文部科学大臣に</p>	<p>第十三条 第一条各号及び第二条各号に掲げる文部科学大臣に</p>

提出すべき書類のうち次の表の上欄に掲げるものの様式は、同表の下欄のとおりとする。

提出すべき書類	様式
一 第一条第一号から第三号の書類	様式第九号
[略]	[略]

提出すべき書類のうち次の表の上欄に掲げるものの様式は、同表の下欄のとおりとする。

提出すべき書類	様式
一 第一条各号の書類	様式第九号
[同上]	[同上]

備考 表中の「 」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

様式第二一一号中「申請を行う年度」を「開設年度の前年度」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和十年度以降の年度に行おうとする私立の大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。次項において同じ。）に伴う学校法人の寄附行為、組織変更又は寄附行為の変更の認可の申請をするときは、改正後の様式を使用するものとする。

### （経過措置）

- 2 令和十年度に行おうとする私立の大学の設置等（大学の大学院の研究科の専攻の設置及び専攻に係る課程の変更を除く。）に伴う学校法人の寄附行為の認可又は寄附行為の変更の認可（以下この項及び次項において「私立大学等の寄附行為の認可等」という。）の申請のうち、学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十一号）第二の五の（二）の規定及び第四の五において準用する第二の五の（二）の規定、第五の二の（五）において準用する第二の五の（二）の規定、第五の三の（五）において準用する第二の五の（二）の規定に係る私立大学等の寄附行為の認可等の申請をするときは、改正前の様式を使用するものとする。

3 令和九年度に行おうとする私立大学等の寄附行為の認可等の申請をするときは、改正前の様式を使用するものとする。